

問2 ^{しぎかいぎいん}市議会議員になるには、^{せんきょ りっこうほ}選挙に立候補して、
^{しみん えら}市民から選ばれなければなりません。
 では、^{なんさい}何歳から、^{しぎかいぎいん りっこうほ}市議会議員に立候補できるでしょう？

- ① ^{さい}18歳
- ② ^{さい}20歳
- ③ ^{さい}25歳



☆参考☆

被選挙権は、みんなの代表として国会議員や都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員に就くことのできる権利です。
 ただし、一定の資格があり、それを持つには次の条件を備えていることが必要です。また、被選挙権を失う条件は、選挙権と同様です。

	備えていなければならない条件
衆議院議員	日本国民で満 25 歳以上であること。
参議院議員	日本国民で満 30 歳以上であること。
都道府県知事	日本国民で満 30 歳以上であること。
都道府県議会議員	日本国民で満 25 歳以上であること。 その都道府県議会議員の選挙権を持っていること。
市区町村長	日本国民で満 25 歳以上であること。
市区町村議会議員	日本国民で満 25 歳 以上であること。 その市区町村議会議員の選挙権を持っていること。